

## 別 紙 第 2

### 職員の給与に関する勧告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）、東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年東京都条例第12号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

#### 記

#### I 令和7年4月の公民較差に基づく改定

##### 1 給料表

- (1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例  
現行の給料表を、別記第1のとおり改定すること。
- (2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例  
現行の給料表を、別記第2のとおり改定すること。
- (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例  
現行の給料表を、別記第3のとおり改定すること。

##### 2 期末手当及び勤勉手当

- (1) 令和7年12月期の支給月数

ア 下記イからカまでに掲げる職員以外の職員

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.725月分）とし、期末手当

の年間支給月数を2.525月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.425月分）とし、勤勉手当の支給月数を1.20月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.60月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.375月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.175月分）とすること。

イ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.625月分）とし、期末手当の年間支給月数を2.125月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.225月分）とし、勤勉手当の支給月数を1.40月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.70月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.775月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.375月分）とすること。

ウ 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を0.975月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.625月分）とし、期末手当の年間支給月数を1.925月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.225月分）とし、勤勉手当の支給月数を1.50月分（定年前再任用短時間勤務職員については、0.70月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.975月分（定年前再任用短時間勤務職員については、1.375月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を0.675月分とし、期末手当の年間支給月数を1.325月分とし、勤勉手当の支給月数を1.20月分とし、勤勉手当の年間支給月数を2.375月分とすること。

オ 特定任期付職員

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を0.825月分とし、期末手当の年間支給月数を1.625月分とし、勤勉手当の支給月数を

1. 15月分とし、勤勉手当の年間支給月数を2.275月分とすること。

カ 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

令和7年12月に支給する期末手当の支給月数を1.875月分とし、  
期末手当の年間支給月数を3.70月分とすること。

(2) 令和8年6月期以降の支給月数

ア 下記イからカまでに掲げる職員以外の職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.7125月分）とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.1875月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.5875月分）とすること。

イ 別記第4の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.6125月分）とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.3875月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.6875月分）とすること。

ウ 別記第5の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.9625月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.6125月分）とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.4875月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.6875月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.6625月分とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.1875月分とすること。

#### オ 特定任期付職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.8125月分とし、勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.1375月分とすること。

#### カ 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.85月分とすること。

### 3 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する初任給調整手当の支給限度額を326,900円とすること。

### 4 実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、2(1)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、2(2)については、令和8年4月1日から実施すること。

## II 教員の給料

### 1 教職調整額

義務教育諸学校等の教育職員（学校職員の給与に関する条例別表第2の教育職給料表の適用を受ける者に限る。）のうち、その属する職務の級がこの給料表の4級以下である者には、その者の給料月額100分の10に相当する額の教職調整額を支給すること。

### 2 給料表

Iの1の(1)の改定後の教育職給料表に備考として、次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級及び6級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

### 3 実施時期

この改定は、令和8年1月1日から実施すること。

### 4 経過措置

- (1) IIの1の改定に係る下表の上段に掲げる期間における教職調整額の支給に当たっては、給料月額の下段に掲げる率に相当する額の教職調整額を支給すること。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	令和9年1月1日から同年12月31日まで	令和10年1月1日から同年12月31日まで	令和11年1月1日から同年12月31日まで	令和12年1月1日から同年12月31日まで
100分の5	100分の6	100分の7	100分の8	100分の9

- (2) IIの2の改定に係る下表の上段に掲げる期間における給料表の備考の適用に当たっては、「24,800円」とあるのは下段に掲げる額とすること。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	令和9年1月1日から同年12月31日まで	令和10年1月1日から同年12月31日まで	令和11年1月1日から同年12月31日まで	令和12年1月1日から同年12月31日まで
4,100円	8,300円	12,400円	16,500円	20,700円

## III 管理職の給料

### 1 給料表

- (1) Iの1の(1)の改定後の行政職給料表（一）、公安職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）及びIIの2の改定後の教育職給料表を別記第6のとおり改定すること。

- (2) 上記(1)による改定後の給料表適用の日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級及び号給は切替日の前日における職務の級及び号給と同一とする。ただし、別表に掲げられている職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、別に人事委員会が定める場合又は任命権者が人事委員会に協議して定める場合を除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別記第7に定める号給とすること。

## 2 実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。

# IV 住居手当

## 1 支給金額

- (1) 職員の給与に関する条例第11条の3第1項第1号又は学校職員の給与に関する条例第13条の3第1項第1号に定める職員

ア 満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者  
30,000円（月額15,000円以上30,000円未満の家賃（使用料を含む。）を支払っているものは15,000円）

イ ア以外の者 15,000円

- (2) 職員の給与に関する条例第11条の3第1項第2号又は学校職員の給与に関する条例第13条の3第1項第2号に定める職員

ア 満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者  
15,000円（月額15,000円以上30,000円未満の家賃（使用料を含む。）を支払っているものは7,500円）

イ ア以外の者 7,500円

## 2 実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。